

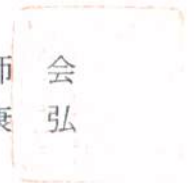
福県医発第1916号(地)

平成17年 1月21日



各医師会長 殿

福岡県医師会  
会長 竹嶋 康弘



高病原性鳥インフルエンザ対策に係るインフルエンザワクチンについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、高病原性鳥インフルエンザの国内発生時の措置につきましては、平成17年1月7日付(福県医発第1788号)をもってお送りしておりますが、今般、鳥の殺処理に従事する者の体内における高病原性鳥インフルエンザウイルスとヒトのインフルエンザの遺伝子再集合の防止の観点からは、引き続き、平成16年2月27日付厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局食品安全部監視安全課長連盟通知「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(通知:第3報)」の記の6のインフルエンザの予防接種の取り扱いについて対応するよう求める事務連絡が、厚生労働省健康局結核感染症課、医薬食品局血液対策課連名でなされました旨、日本医師会感染症危機管理対策室より連絡がありました。

本対応にあたっては、厚生労働省で備蓄しております融通用ワクチン4万本が、上記予防接種用に必要なワクチンとして、製造業者等から供給可能であるとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(地Ⅲ 202)

平成17年1月13日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

### 高病原性鳥インフルエンザ対策に係るインフルエンザワクチンについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、高病原性鳥インフルエンザの国内発生時の措置につきましては、平成16年12月28日付（地Ⅲ188）をもってお送りいたしました。

今般、鳥の殺処理に従事する者の体内における高病原性鳥インフルエンザウイルスとヒトのインフルエンザの遺伝子再集合の防止の観点からは、引き続き、平成16年2月27日付け厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局食品安全部監視安全課長連名通知「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について（通知：第3報）」（別添2参照）の記の6のインフルエンザの予防接種の取り扱いについて対応するよう求める事務連絡が、厚生労働省健康局結核感染症課、医薬食品局血液対策課連名でなされました。

本対応にあたっては、厚生労働省で備蓄しております融通用ワクチン4万本が、上記予防接種用に必要なワクチンとして、製造業者等から供給可能であるとのことであります。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了解いただきますようよろしくご高配の程お願い申し上げます。

事 務 連 絡  
平成17年1月4日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬食品局血液対策課

高病原性鳥インフルエンザ対策に係るインフルエンザワクチンについて

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、今般、別添1のとおり、各都道府県（政令市、特別区）衛生主管部（局）長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長通知「高病原性鳥インフルエンザの国内発生時の措置について」（以下、「結核感染症課長通知」という。）が発出されたところです。結核感染症課長通知は、防疫作業従事者等に対する個人感染の防御及び発症の予防に関するものですが、鳥の殺処理に従事する者の体内における高病原性鳥インフルエンザウイルスとヒトのインフルエンザの遺伝子再集合の防止の観点からは、引き続き、平成16年2月27日付け厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局食品安全部監視安全課長連名通知「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について（通知：第3報）」（別添2参照）の記の6のインフルエンザの予防接種の取り扱いについて対応をお願いします。

つきましては、昨年同様、貴都道府県内において、インフルエンザワクチンが必要であり、かつ、その必要量を把握している場合には、血液対策課へ出荷予定本数を御連絡下さい。

なお、別添3のとおり、平成16年12月8日付け薬食血発第1208001号医薬食品局血液対策課長通知「インフルエンザワクチンの安定供給の確保について」の記の3に示す融通用ワクチン4万本が、上記予防接種用に必要なワクチンとして製造業者等から供給可能であります。発注については、管内の卸売販売業者と協議していただきますようお願い申し上げます。

(別添1)



健感発第 1222001 号

平成 16 年 12 月 22 日

各 都道府県  
政令市 衛生主管部(局)長殿  
特別区

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 高病原性鳥インフルエンザの国内発生時の措置について

本年2月、京都府内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生したことを踏まえ、京都府と国立感染症研究所が協力して実施してきた「京都府鳥インフルエンザ発生対応の防疫作業従事者における血清抗体検査」について、本日、12月22日付けで調査結果が取りまとめられたので、今後の国内における対策の参考に資するよう、別添のとおり関係資料を送付する。

また、当該調査結果を踏まえ、高病原性鳥インフルエンザの発生又はその疑いのある農場における人への感染の予防及び発症の予防において、医療用マスク(N95)、ゴーグル及び抗インフルエンザウイルス薬(リン酸オセルタミビル)の使用等の効果が認められることから、貴職におかれては、引き続き、下記の点に留意の上、防疫作業従事者等に対し十分な個人感染の防御及び発症の予防を図るよう要請する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

### 記

- 1 高病原性鳥インフルエンザの発生又はその疑いのある農場等において、防

疫作業等に従事する際にはウイルスの感染を防止するため、十分な個人感染の防御及び発症の予防に必要な措置を行うよう作業従事者に周知すること。特に、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認される前であっても、発生が疑われる旨の情報を入手した場合には、当該農場等の従業員を含め、発生の確認作業に従事する関係職員に対し、十分な個人防御を行うよう周知すること。

2 今後、高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合においては、健康危機管理のために、関係職員等への感染の有無を正確に把握する必要があることから、十分な説明に基づく同意を得て、健康調査のほか、検査に必要な検体等の採取にも協力が得られるよう努めること。

3 高病原性鳥インフルエンザの人への感染について正しい知識を持つよう住民等への情報提供を行うこと。

4 情報の分析及び公表に当たっては、個人情報の保護に特に留意すること。

(別添2)



医政経発第0227001号

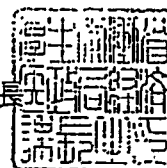
健感発第0227001号

食安監発第0227002号

平成16年2月27日

各 { 都道府県  
政令市  
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

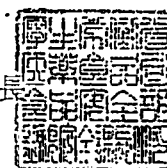
厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(通知：第3報)

高病原性鳥インフルエンザ対策については、その留意点について医政経発第0129001号・健感発第0129001号平成16年1月29日付け医政局経済課長・健康局結核感染症課長通知(以下、「旧通知」という)によりお示ししているところであるが、今般、京都府の採卵養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例が発生したこと等を踏まえ、同対策の留意点について下記のとおり通知するので、貴職におかれては、対策に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。

なお、旧通知についてはこれを廃止するとともに、1月26日付けの高病原性鳥インフルエンザに感染した鳥の処理に従事する者についての感染防御に関するWHOの勧告を添付するので参照されたい。

記

1. 公衆衛生部局(保健所)においては、鶏の異常死の増加、高病原性鳥インフルエンザが発生した施設との疫学的関係が判明した等、畜産部局(家畜保健衛生所)が同疾病の発生が疑われる情報を入手した場合には、速やかに情報提供を受けられるよう畜産部局等と緊密な連携を図ること。

また、公衆衛生部局(保健所)において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる旨の情報入手した場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、畜産部局等に対しても情報提供を行われたいこと。

2. 鳥への感染が確認された場合の鳥の殺処理等に従事する者は、医療用マスク(N95推奨)、ゴーグル、頑丈なゴム手袋、防護服、長靴を着用するなど、必要な感染防御を施すよう徹底するとともに、体調不良者には当該作業に従事させないこと。また、殺処理等の従事者に加え、感染した鳥と接触した養鶏関係者や感染が疑われる期間に食鳥処理場へ鳥が出荷されていた場合に当該食鳥処理場において生体受入れから脱羽までの工程の処理を行う者(食鳥処理衛生管理者を含む。)及び食鳥検査員(以下「食鳥処理関係者」という。)については、健康状態の確認等を確実にすること。

3. 今後、食鳥処理場においては感染した鳥が持ち込まれる可能性も否定できないことから、食鳥処理場の食鳥処理関係者については、作業服、マスク及び手袋などの通常の防御措置に加えてゴーグルを装着するよう関係者に徹底されたいこと。

4. 2. に掲げる者にH5N1ウイルスの呼吸器感染が疑われる症状が出た場合には、WHOの勧告を踏まえ、リン酸オセルタミビルによる治療ができる体制を確保すること。

5. 各都道府県においては、地域における感染の蓋然性等を踏まえ、リン酸オセルタミビルの適切な供給の確保に努めるとともに、冬季の災害対策の一環としても、各都道府県の備蓄医薬品リストにこれを追加するよう努められたいこと。

6. 高病原性鳥インフルエンザに感染した鳥が発生した農場において鳥の殺処理に従事する者は、同疾病への感染により感染者の体内において高病原性鳥インフルエンザウイルスとヒトのインフルエンザウイルスの遺伝子の再集合が起きるリスクがあることから、インフルエンザの予防接種を受けるようにされたいこと。なお、接種を行う場合は被接種者に対して接種の目的等を十分説明すること。

7. 既に配布済みのQ&Aを活用するなどして、住民に対して正確な情報提供に努めること。なお、Q&Aは、新たな知見の集積等を踏まえて、厚生労働省のホームページ上で逐次更新を行うこととしているので留意されたいこと。

**WHO interim recommendations for the protection of persons involved in the mass slaughter of animals potentially infected with highly pathogenic avian influenza viruses**

*(WHO Regional Office for the Western Pacific, Manila, 26 January 2004)*

Avian influenza is a highly contagious disease of birds which is currently epidemic amongst poultry in Asia. Exposure to infected poultry and their feces or dust/soil contaminated with feces) can result in human infection. These recommendations have been developed because human infections have been identified in association with the current poultry epidemic. They will be updated as more information becomes available.

1. Cullers and transporters should be provided with appropriate personal protective equipment:
  - protective clothing, preferably coveralls plus an impermeable apron or surgical gowns with long cuffed sleeves plus an impermeable apron;
  - heavy duty rubber work gloves that may be disinfected
  - N95 respirator masks are preferred<sup>1</sup>. Standard well-fitted surgical masks should be used if N95 respirators are not available<sup>2</sup>
  - goggles;
  - rubber or polyurethane boots that can be disinfected or protective foot covers that can be discarded
2. All persons who have been in close contact with the infected animals should wash their hands frequently with soap and water. Cullers and transporters should disinfect their hands after the operation.
3. Environmental clean up should be carried out in areas of culling, using the same protective measures as above.
4. All persons exposed to infected chickens or to farms under suspicion should be under close monitoring by local health authorities.
  - It is recommended that oseltamivir be readily available for the treatment of suspected H5N1 respiratory infections in cullers and farm workers involved in the mass culling<sup>3</sup>.
  - They should also be vaccinated with the current WHO recommended influenza vaccine to avoid simultaneous infection by human influenza and avian influenza and to minimize the possibility of a re-assortment of the virus's genes<sup>4</sup>.
  - Additional health monitoring of chicken cullers, others involved in the process and their family members should be carried out. These individuals should report any relevant health problems (respiratory complaints, flu-like illnesses or eye infections) to a health care facility. Persons at high risk for severe complications of influenza (e.g. immunocompromised, over 60 years old, or with known chronic heart or lung disease) should avoid working with affected chickens.
5. Serological surveillance of exposed animal workers and veterinarians is encouraged.
6. In liaison with designated laboratories, full blood and post mortem specimens (intestinal contents, anal and oro-nasal swabs, trachea, lung, intestine, spleen, kidney, brain, liver and heart) of animals (including pigs) should be collected for investigation of new viral isolates.

<sup>1</sup> US NIOSH certified N-95, European CE P2, or comparable national/regional standards applicable to the country of manufacture. Higher level particulate respirators may also be used.

<sup>2</sup> In the control of the outbreak of avian influenza in the Netherlands in 2003, N95 or equivalent respiratory protection was used

<sup>3</sup> For treatment, oseltamivir phosphate (Tamiflu®): 75 mg capsule twice daily, for 5 days.

<sup>4</sup> All concerned (persons at risk both environmentally and occupationally) should be vaccinated with the current WHO recommended influenza vaccine as soon as possible prior to anticipated risk exposure (2 weeks are required to develop preventive immunity by vaccination.). This does not specifically protect against H5N1.

*It is important that both the animal/agricultural and the human health sectors work together to improve the implementation of the above measures.*

*The above measures may be revised if new information on the local situation becomes available.*

(別添3)



薬食血発第 1208001 号  
平成16年12月8日

各都道府県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長



### インフルエンザワクチンの安定供給の確保について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、本年8月10日付け医政経発第 0810001 号・健感発第 0810001 号・薬食血発第 0810001 号医政局経済課長・健康局結核感染症課長・医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「三課長通知」という。）により、各都道府県におけるワクチンの供給体制及び市区町村との協力体制の確立を要請したところである。また、今シーズンのワクチン最終製造量は4製造業者合計で2,074万本となり、昨シーズンの使用実績より約4.2%増となった。

今般、別添のとおり、各都道府県から報告された管内の供給状況によると、ほとんどの都道府県において全体的には不足状況に無いことが分かった。その一方で、卸売販売業者よりワクチンの追加納入を受けられず、在庫不足となっている医療機関等（以下「在庫不足医療機関等」という。）から当課はもとより、製造業者等に対しても苦情が寄せられているとの報告を受けていたが、当該調査結果からも一部の医療機関においてワクチン不足が生じていることが明らかとなった。

については、接種シーズン終盤におけるワクチンの接種が接種者及び医療機関の希望どおり実施できるよう、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管しているワクチン不足時の融通用ワクチン（以下「融通用ワクチン」という。）の取扱いについて下記のとおりとするので、貴管下関係者に対してご指導方よろしくお願いしたい。

#### 記

1. 融通用ワクチンの取扱いについては、被災地域に対して既に供給を行っている本数（7万本）及び通常接種が遅い地域に対する年末時点での融通用の本数（4万本）を除く、8.9万本について、平成16年12月8日をもって流通可能とすること。  
なお、各都道府県からワクチン不足に係る供給確保の要請があった場合には、当職から製造業者等に対して当該都道府県向けの必要本数の供給を依頼するものであること。現時点で不足の報告があった都道府県は別添のとおりであること。
2. 都道府県は、上記1の状況を踏まえ、貴管内の卸売販売業者に対して、融通用ワクチンからの供給を含む未納在庫（医療機関等から予約・注文を受けながら、未だに納入されていないワクチン在庫をいう。）を在庫不足医療機関等からの追加注文に対して優先的に供給するよう、インフルエンザ対策委員会等を中心に医療機関団体を含む関係者と協議し、必要な措置を行うこと。
3. 年末時点での融通用ワクチン（4万本）の取扱いについては、貴管内の追加供給の必要性が認められる場合、すみやかに当職まで連絡すること。

(別添は省略)